

職場における受動喫煙防止対策

背景

- 職場における受動喫煙防止対策については、平成4年以降、労働安全衛生法に定められた快適職場形成の一環として事業者を指導。
- 平成15年に健康増進法が施行。
- 平成17年2月にたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約が発効。
- また、受動喫煙の有害性に関する知識の普及や健康志向の強まりなどから、職場における受動喫煙に対する労働者の意識が向上。

現状の仕組み

健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係(イメージ図)

健康増進法第25条(健康局)

努力義務

多数の者が利用する施設

対象者：住民、利用者、顧客等

健康局長通知
(平成22年2月発出)

飲食店、
旅館等

労働安全衛生法(労働基準局)

努力義務

(快適職場環境の形成)

事業場

対象者：労働者

職場における受動喫煙防止対策に関する検討会
(平成21年7月～平成22年5月)

職場における受動喫煙の現状

- 「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合：46%
- 職場で受動喫煙を受けている労働者：65%
- 喫煙対策の改善を職場に望む労働者：92%
(平成19年労働者健康状況調査)

政府の職場の受動喫煙防止対策を巡る動向

「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定) 別表 成長戦略実行計画(工程表)

雇用・人材戦略～「出番」と「居場所」のある国日本～②

11. 職場における安全衛生対策の推進

・【2020年までの目標】 受動喫煙の無い職場の実現

(現状)46%※(平成19年労働者健康状況調査) ※「全面禁煙」又は「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合

・【早期実施事項(2010年度に実施する事項)】 「労働政策審議会での検討・結論」

これまでの取組

- 平成21年7月に「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」が設置され、平成22年5月に報告書がとりまとめられた。

職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書(概要)

- ・快適職場形成という観点ではなく、労働者の健康障害防止という観点から取り組むことが必要
- ・一般の事務所や工場においては、全面禁煙又は喫煙室の設置による空間分煙とすることが必要
- ・顧客の喫煙により全面禁煙や空間分煙が困難な場合(飲食店等)であっても、換気等による有害物質濃度の低減、保護具の着用等の措置により、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることが必要
- ・事業場の取組を促進するため、技術的支援及び財政的支援を行うことが必要
- ・現状では直ちに禁煙とすることが困難な場合においても、国民のコンセンサスを得つつ、社会全体としての取組を計画的に進めていくことが必要



現在、検討会の内容を踏まえ、労働政策審議会において、審議中